

2023年10月1日

吸収分割に関する事項（事後開示事項）について

（吸収分割承継会社）

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
日本製鉄株式会社
代表取締役社長 橋本 英二

（吸収分割会社）

東京都品川区大崎一丁目5番1号大崎センタービル
日鉄エンジニアリング株式会社
代表取締役社長 石俣 行人

日本製鉄株式会社（以下「日本製鉄」といいます。）及び日鉄エンジニアリング株式会社（以下「日鉄エンジニアリング」といいます。）は、2023年10月1日、日鉄エンジニアリングを吸収分割会社、日本製鉄を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行い、日鉄エンジニアリングの製鉄プラントセクターが実施している事業の一部等に関する権利義務を日本製鉄に承継させました。

本分割に関する事後開示事項（会社法第791条第1項第1号、会社法施行規則第189条）は、以下のとおりです。

1. 本分割が効力を生じた日

2023年10月1日

2. 日鉄エンジニアリング（吸収分割会社）における手続の経過

(1) 会社法第784条の2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続について

本分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、日鉄エンジニアリングの株主は、会社法第784条の2に定める吸収分割をやめることの請求をすることができません。

(2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続について

本分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、日鉄エンジニアリングは、会社法第785条第3項の規定による通知を行っておらず、また、日鉄エンジニアリングの株主は、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求をすることができません。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続について

日鉄エンジニアリングは、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条第 3 項の規定による通知を行っていません。また、会社法第 787 条第 1 項に定める新株予約権の買取請求はありませんでした。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続について

日鉄エンジニアリングは、2023 年 8 月 7 日、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、官報公告及び電子公告により、債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期間内に本分割について異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 日本製鉄（吸収分割承継会社）における手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続について

本分割は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、日本製鉄の株主は、会社法第 796 条の 2 に定める吸収分割をやめることの請求をすることができません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続について

日本製鉄は、2023 年 8 月 7 日、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定による公告を行いました。本分割は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、日本製鉄の株主は、会社法第 797 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求をすることができません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続について

日本製鉄は、2023 年 8 月 7 日、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、官報公告及び電子公告により、債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期間内に本分割について異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本分割により日本製鉄（吸収分割承継会社）が日鉄エンジニアリング（吸収分割会社）から承継した重要な権利義務に関する事項

日本製鉄は、本分割により、日鉄エンジニアリングから、同社の製鉄プラントセクターが実施している事業の一部等に関する権利義務を承継しました。日本製鉄が日鉄エンジニアリングから承継した資産及び負債の概算額は以下のとおりです。

承継資産の額：2,742 百万円

承継負債の額：2,742 百万円

5. 本分割の登記をした日
2023年10月2日（予定）

6. その他本分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以 上